

# いじめ防止のための基本方針

南アルプス市立櫛形西小学校

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

### (2) 基本理念

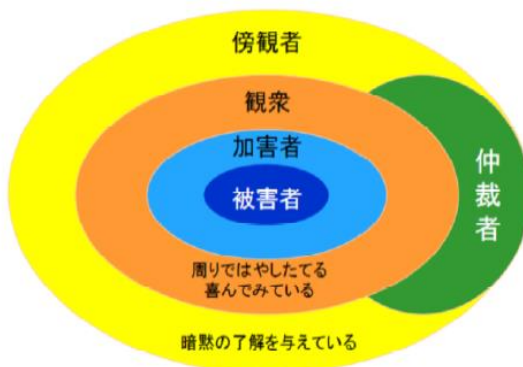
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権の侵害行為である。

本校では、学校教育全体を通じて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を一人一人に徹底し、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように対策を行う。

### (3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある。(ネット上でのいじめなど)
- ⑤ いじめられる側にも問題があるという見方には立たない。
- ⑥ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。



(いじめの四層構造)

※仲裁者：傍観者の中からいじめを抑止する存在

いじめはいじめる側(加害者)といじめられる側(被害者)という二者関係だけでは成立しない。左図の通り、周りには、はやし立てたり面白がったりする存在(観衆)と、周辺で黙って見守っている存在(傍観者)を含めた四層構造(「森田洋司氏による」)の中で発生する。

いじめはこの四層構造における児童の関係性に注目して対応していくことが大切である。

また、児童たちの間にはさまざまな人間関係があるので、この構造の中で、いじめが同時発生的に起こる場合もある。

滋賀県教委「ストップ いじめアクションプラン」より

## 2 学校及び職員の責務

いじめとは、**児童等に対して、当該児童等が在籍する学校**すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発

防止に努める。

次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

### 3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) 学校におけるいじめの防止基本方針

- ① 学校の経営方針の努力点に「思いやりの心を持ち、助け合う子どもを育成するために」を掲げ、児童相互のふれあいを通して思いやりの心を醸成するとともに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめの未然防止に努める。

#### (2) いじめの未然防止のための具体的取組

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ③ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを教える。
- ④ 協力し合い、理解しあう機会を作る。
  - i いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
  - ii 集会活動を通して多くの児童の前で表現する機会を作り、責任感と達成感を育てる。
  - iii 学校行事や自然体験活動、農業活動等を通して協力することの大切さを学ばせる。
  - iv 道徳の授業において、道徳資料等を活用して心と心の連携を図る。
  - v 異年齢集団を組織し、年上の児童が年下の児童を指導するという活動を通して、児童一人一人の心の成長を図る。この活動を通して、
    - ・成長に合わせ、自分だけの自分から、みんなの中の自分を知ること。
    - ・集団のルールや決まりを守ること。
    - ・指導する立場に立つことで、集団の改善への意欲と責任感を育てること。
    - ・集団の中で自分の考え等を相手に伝わるようきちんと表現すること。など、社会の中で生きていく力を育てている。

#### (3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ① いじめに関する基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には朝礼や終礼、職員会議時の情報交換等の場において気付いたことを全職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、相談室や教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 各月の職員会議時に児童情報交換の場を設ける。

⑤ 「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、課題のある場合にはすぐに対応する。

⑥ その他にも、学級満足度調査(Q-U)や個別懇談等を活用し児童の把握に努める。

#### (4) いじめに対する措置

① いじめと思われる現象等を確認したり、相談等を受けたりした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、「いじめ対策委員会」を中心に情報を共有する。

② いじめの事実が確認された場合は、早急にいじめをやめさせる。その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### ⑥ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

i 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

ii 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

iii 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

iv 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 附記

重大事態とは(いじめ防止対策推進法 第28条から)

・いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。(補足:いじめが原因で30日以上の不登校になった場合は、重大事態として扱う。)

## 4 いじめ対策委員会の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「校内いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### (1) 「校内いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、他必要により関係者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等)

### (2) 「校内いじめ対策委員会」の役割

・いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

・「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催予定とするが、その時の状況等勘案し、必要に応じて開催する。また、必要によりケース会議を開催する。

(3) 情報等聴取により、緊急事案発生時は、「校内いじめ対策委員会」による事案解決のための取組を行う。また、市教委とも密接に連絡を図りながら解決を図る。

## 5 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止，早期対応を図るには学校全体で，組織的・計画的に取り組む。年度当初，以下の計画を教職員全体で確認し，児童の実態とも勘案しながら適時・適切な配慮の基，取り組む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
会議・研修	校内いじめ防止対策委員会  PTA総会等で「いじめ基本方針」提案・説明	教育を語る会			学校関係者評価委員会	校内いじめ防止対策委員会	
	事案発生時，校内いじめ対策委員会開催						
防止対策	児童会活動 あいさつ運動 通年取組  めざましの時間に、ソーシャルスキルトレーニングを組み込む。	道徳：生命尊重，規範意識，自尊感情 教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組 生徒指導：自己決定力，共感的人間関係，自己存在感 (心の居場所づくり，他者との協調関係)				いじめ防止研修会	
早期発見	気になる子の情報共有(常時，情報共有の位置付け)	QUアンケート		第1回学校評価・学校生活に関するアンケート実施			
	インターネットいじめ サイト巡回(通年，定期的に)						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議・研修	校内いじめ防止対策委員会		個人面談	学校関係者評価委員会	学年・学級懇談会総括 校内いじめ防止対策委員会		
	事案発生時，校内いじめ対策委員会開催						
防止対策	ネットいじめ防止のための情報モラル教育実施	道徳：生命尊重，規範意識，自尊感情 教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組 生徒指導：自己決定力，共感的人間関係，自己存在感 (心の居場所づくり，他者との協調関係)					
早期発見		QUアンケート	第2回学校評価・学校生活に関するアンケート実施				
	インターネットいじめ サイト巡回(通年，定期的に)						